

**「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」及び「企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令（案）」等
に対するコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方**

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
事業性融資の推進等に関する法律	法
事業性融資の推進等に関する法律施行令	施行令
企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令	信託府令
事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令	主務省令
信託会社等に関する総合的な監督指針	信託指針
金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告（2023 年 2 月 10 日）	金融審 WG 報告書

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
事業性融資の推進等に関する法律施行令関係			
1	第2条	施行令第2条において、不特定被担保債権留保額の算定比率が示されているが、現状案では、配当可能額が小さい場合（企業価値担保権のメインターゲットとなると思われる事業規模が小さい企業）ほど、カーブアウトの割合（不特定被担保債権留保額の算出に必要な割合）が大きくなる設計となっている。斯かる差分が要因となり、中小企業の円滑な資金調達に影響が生じることも想定されることから、例えば、配当可能額が大きい場合の割合に近づける等の見直しを検討いただけないか。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 法施行後の状況を適切にフォローし、必要が生じた場合は、関係省庁とも連携し、適切な対応を図ってまいります。
2	第2条	施行令第2条について、不特定被担保債権留保額の算定比率が高すぎると思う。「事業性融資の推進等に関する法律施行令第1条・第2条等に係る考え方」でも示されているとおり、政令で定められた不特定被担保債権留保額に対して、裁判所による増額はできる一方で、減額はできないことから、保守的に高めに設定すべきではないと考えられる。具体的には、中間的な企業規模を「1億円規模」とし、組入率を「5%」と、それぞれ中小企業白書の統計及び別除権付不動産の任意売却に際しての財団組入の割合の下限（3%）と比較して、保守的に高めに設定しているが、上記の理由から妥当でない。例えば、「1000万円超 3000万円以下」については3%	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 法施行後の状況を適切にフォローし、必要が生じた場合は、関係省庁とも連携し、適切な対応を図ってまいります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		とし、以降の金額における算定比率も下げるべきと考える。	
3	第2条	不特定被担保債権留保額について、「事業性融資の推進等に関する法律施行令第1条・第2条等に係る考え方」では、「中間的な企業規模において保守的に5%の割合を確保する」こととし、「1億円の規模に対し、5%の組入率を確保する」とある。施行令第2条の配当可能額（総資産）に応じた不特定被担保債権留保額に充てる割合は、これをベースに設定されているが、企業価値担保権の主要な貸出先である中小企業は、配当可能額（総資産）が小規模であり、担保実行時に不特定被担保債権留保額に充てられる割合が高くなると想定されるため、中小企業の円滑な資金調達に支障が生じ得ることが考えられる。そのため、配当可能額のうち不特定被担保債権留保額に充てる割合を引き下げることを検討いただきたい。また、同考え方において、不特定被担保債権留保額の水準については、「政令の制定後も、状況をフォローしながら、必要が生じた場合は、適切な対応を図っていく」方針とされていることから、見直しの必要性を継続的に検証いただきたい。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 法施行後の状況を適切にフォローし、必要が生じた場合は、関係省庁とも連携し、適切な対応を図ってまいります。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
4	その他 （法第 223 条、準用不動産登記法第 66 条、第 68 条、第 72 条関係）	別表（第 14 条、第 17 条関係）第 4 項から第 6 項までの添付情報欄記載の登記上の利害関係を有する第三者の承諾を証する情報について、当該第三者には、個別資産の登記・登録によって対抗要件を備えた者を含まず、企業価値担保権の登記に基づく利害関係人に限られることを明確にすべきである。なぜならば、別表（第 14 条、第 17 条関係）第 4 項から第 6 項までの添付情報欄の「登記上の利害関係を有する第三者」につき、個別資産の登記・登録によって対抗要件を備えた者を網羅的に把握することは困難であることから、当該「登記上の利害関係を有する第三者」は、企業価値担保権の登記に基づく利害関係人に限られると解するのが相当であると考えられるところ、その範囲が明確ではないからである。 また、この場合、個別資産の登記・登録によって対抗要件を備えた者を含まないとするときは、当該者との関係において、別表（第 14 条、第 17 条関係）第 4 項から第 6 項までの各登記に係る変更等の効力を対抗できないことを明確にすべきである。別表（第 14 条、第 17 条関係）第 4 項から第 6 項までの添付情報欄の「登記上の利害関係を有する第三者」に個別資産の登記・登録によって対抗要件を備えた者を含まない場合、当該対抗要件を備えた者の関与なく、別表（第 14 条、第 17 条関係）第 4 項から第	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、ご指摘の別表（第 14 条、第 17 条関係）第 4 項から第 6 項までに掲げられている登記は、それぞれ法第 223 条において準用する不動産登記法第 66 条、第 68 条、第 72 条の規定に基づくものとなりますが、ご指摘のとおり、個別資産の登記・登録によって対抗要件を備えた者は、これらの規定中の「登記上の利害関係を有する第三者」には含まれないと考えられます。 その上で、ご指摘の登記と個別資産の登記・登録との対抗関係は、法第 18 条の規定を踏まえつつ、個別事情に即して判断されることになると考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		6項までの各登記をすることが可能となる。そこで、当該対抗要件を備えた者に不測の損害を与える事態を防止する観点から、別表（第14条、第17条関係）第4項から第6項までの各登記に係る変更等の効力は、当該対抗要件を備えた者には対抗できないと解するのが相当と考えられるところ、この点に係る考え方が必ずしも明確ではない。	
5	その他	法第11条の重複担保権について、例えば、企業価値担保権の登記事項に特定被担保債権者を加える等して、個別資産の登記・登録制度における各種の担保権が重複担保権であることを登記・登録上判断できる仕組みを整備すべきである。特定被担保債権を担保する質権や抵当権である重複担保権は、その実行が制限されるなど（法第11条）、一般の担保権とは異なる。このため、当該担保権が重複担保権であることについては、第三者が個別資産の登記・登録から判断できる仕組みを整備することが望ましい。しかし、企業価値担保権の登記については、企業価値担保権信託会社が企業価値担保権者として登記されることが明らかにされているものの（法第223条）、企業価値担保権の登記を含めた各種の登記・登録制度において、重複担保権者である特定被担保債権者がどのように公示されるかについては、明確にされていない。そのため、企業価値担保権の登記と個別資産に設定された質権及び抵当権	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、企業価値担保権に関する登記の登記事項については、当該登記は債務者等への詳細確認の契機であって、詳細については最新の情報を債務者等に確認することで把握することが経済合理的であるという基本的な考え方の下で、必要最小限のものとしております。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		その他の担保権に係る登記・登録とを対比したときに、これらの担保権が重複担保権であることの判別に困難を生じる懸念がある。この点、例えば、企業担保権の登記事項に特定被担保債権者を加える等することにより、登記・登録上で一般の担保権との区別が容易になり、取引の安全に資する。	
6	その他	① 第一に、企業価値担保権の設定後、企業価値担保権の債務者が工場財団等の財団を組成することができるかについて、財団に係る登記上での取扱いを明確にすべきである。工場財団等の財団に関する所有権の保存の登記申請は、登記簿等の記載から財団の組成物件が他人の権利の目的となっていることが明白なときは、却下される（工場抵当法第 27 条第 1 号参照）。したがって、当該財団の所有者の商業登記簿に企業価値担保権の登記がされているときには、原則として当該申請の却下を免れないと解するのが相当と考えられるところ、この点に関する考え方は、必ずしも明確ではない。この点、すべての企業価値担保権者の同意がある場合には、通常の事業活動の範囲を超える処分等も可能とされており（法第 20 条第 2 項）、また、後述のとおり、財団に係る登記と企業価値担保権に係る登記が併存する事態を完全に排除することは困難であることから、企業価値担保権の設定後に財団の組成を認める立場も成り	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 なお、企業価値担保権の目的財産は、個々の財産を固定的に捉えるものではなく、「（一体としての）総財産」であること等を考慮すると、工場抵当法第 13 条第 1 項・第 2 項の規定にかかわらず、御意見の①及び②のいずれの場合であっても、企業価値担保権の設定、財団の組成はともに有効になされ、企業価値担保権と財団に設定された抵当権の優劣は、法第 18 条に基づき判断されるものと考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		立ち得るように思われる。しかし、仮に当該立場に立ったとしても、他人の権利の目的となっている物を財団の組成物件とすることはできないことから（工場抵当法第13条参照）、当該組成物件が企業価値担保権の担保目的財産から除外されるところ、このような帰結は、債務者の総財産を担保目的財産とする企業価値担保制度の基本的構造（法第7条第1項）との齟齬を生じさせるので妥当ではないと考えられるが、この点に関する考え方は、必ずしも明確ではない。 ② 第二に、工場財団等の財団の組成後、工場財団等の財団所有者が企業価値担保権を設定することができるかについて、企業価値担保権に係る登記上での取扱いを明確にすべきである。工場財団等の財団が組成された後、当該財団の所有者を債務者とする企業価値担保権を設定できるかという点については、企業価値担保権設定の登記のときに財団に関する登記の有無を網羅的に審査することが困難であることからすると、ある事業者を財団の所有者とする財団の登記と当該事業者を債務者とする企業価値担保権の登記とが併存する事態の発生は、完全には回避できないと考えられる。このような場合に、実体法上も財団を目的として設定された担保権と企業価値担保権とが併存し得るのか、あるいは、企業価値担保権の成	

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		立が否定されるべきかといった点は必ずしも明確ではなく、企業価値担保権に係る登記の考え方や取扱いにつき、なお整理を要するものとする。	
企業価値担保権に関する信託業務に関する内閣府令関係			
7	第 12 条	法第 40 条や信託府令第 12 条等において「信託業法」が準用されている。信託業法は一般的に「信託法の特別法」と整理されているが、推進法令が信託業法を準用することをもって「推進法は信託法の特別法」とあるという理解で良いか。信託法との関係を確認したい。	ご理解のとおりと考えられます。
事業性融資の推進等に関する法律第十二条第一項に規定する主務省令で定める契約等を定める命令関係			
8	第 1 条第 1 項	連帯債務者に対しても権利の行使ができないとしている趣旨は「実質的に保証であるものを、契約形式を連帯債務にすることにより潜脱することを防ぐ」という理解で良いか。	ご理解のとおりです。法第 12 条第 2 項において、特定被担保債権に係る債務に関して法人でない連帯債務者が存在する場合に、債務者以外の連帯債務者に対する権利行使が禁止されるのも同様の趣旨となります。
9	第 1 条第 2 項	「生活の用に供する資産」として自動車及び原動機付自転車が列挙されているが、この 2 つのみが規定された理由をご教示いただきたい。	法第 12 条第 1 項第 2 号の「生活の用に供する資産」としては、御指摘の自動車及び原動機付自転車のほか、差し押さえることができない財産も列挙しております。これは、金融審 WG 報告書 p15 におきまして、「経営者等による個人保証や自宅などの生活に欠くことのできない財産に対する担保権の設定は、経営の規律付けや信用補完の役割を担う一方で、個人の私生活に大きな影響を及ぼし（略）、経営者が事業の

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
			リスクテイク（拡大や承継など）や早期の事業再生を躊躇する要因の一つとして指摘されている」ことを踏まえたものです。企業価値担保権を利用した融資を受けるときには、当該融資の個人保証人等が個人の生活に必要な不可欠な財産を保持できるよう、このような規定を置いています。なお、自動車や原動機付自転車を規定した趣旨は、個人が生活のために自動車等を利用している場合、当該自動車等も失うと生活に大きな支障が生じる可能性が高いと考えられたためです。
10	第1条第2項	「差し押さえることができない財産」がどのようなものを明確にしていきたい（例えば民事執行法第131条を根拠とするのか、国税徴収法第75条を根拠とするのか、など）。 この点が不明確だと、顧客との争いになる可能性もあると思われる。	「差し押さえることができない財産」の規定ぶりは、破産法第34条第3項第2号と同様です。解釈も同様のものとなること、すなわち、民事執行法第131条に定められている差押禁止財産に加え、個別法において差押えが禁止されている財産も含む概念となるものと、整理しております。
11	第2条	保証人等が債務者の役員である場合、一定の場合は適用除外となることを定めているが、この趣旨は民法第465条の9と同趣旨と思われる。 しかし、民法では「…執行役又はこれに準ずる者」とされているが、本条では「…執行役又は…と認められる者を含む」と規定されており、解釈によって範囲が変わるのではないかと懸念される。	本号に規定する保証人等の範囲は、債務者の役員だけではなく、実質的に債務者の経営等に影響を及ぼしている者も含む趣旨で、民法とは異なる用例にしたがっております（規定ぶりについては他の法令にも同様の用例がございます）。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
12	第2条	① 第2条の各号については、経営者である個人保証人の保護となる方向での解釈及び実務運用を企図すべきである。 ② ①に関連して、第2条第1号本文の「債務者の役員」については、できる限り狭く解すべきである。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 金融審WG報告書p15におきましても、企業価値担保権は「金融機関が事業者の事業価値に着目した伴走型の融資を行い、事業経営をモニタリングすることを通じて、経営者による事業の拡大や承継等のリスクテイク、早期の事業再生等を支えることを目的とするものである」ことから、企業価値担保権「が担保する債務について、経営者等の個人がこれを保証する契約又は経営者等の生活に欠くことのできない個人財産をもってこれを担保する契約がある場合、経営者による粉飾や使い込み等が行われる場合を除き、当該契約に係る権利行使を制限することが考えられる」とされております。 ご指摘の「債務者の役員」の範囲は、このような制度趣旨を踏まえて、実務上、運用されることが望ましいと考えております。
信託会社等に関する総合的な監督指針関係			
13	13-2-1	(6) ①(注)に「企業価値担保権に関する信託業務においては、信託財産（企業価値担保権）につき保存行為又は財産の性質を変えない範囲内の利用行為若しくは改良行為のみが行われる」とあるが、担保権の「利用行為」「改良行為」とは、具体的にはどのような行為が想定されるのかご教示いただきたい。	企業価値担保権の「利用行為」や「改良行為」は、例えば、企業価値担保権の実行の申立てや企業価値担保権の順位の変更といった行為が当たると考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
14	13-2-1(6)①② 13-2-2(6)①	13-2-1(6)①において、「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識又は経験を有する者の確保の状況並びに当該者の配置の状況を記載した書面」への記載事項として、「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者(略)の知識を習得した方法並びに当該者の配置予定先」が掲げられており、その知識については、例えば、「信託業務を行う上で必要となる関係法令、信託業の実務についての基礎知識が考えられる」とされている。また、13-2-1(6)②において、同書面への記載事項として、「企業価値担保権に関する信託業務(他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務を含む。)に携った経験を有する者の経歴及び配置予定先」が掲げられており、このうち「他の担保権信託業務に類似する業務」とは、担保権の管理及び処分や預金の受入れに関する業務などが考えられる、とされている。これを踏まえると、13-2-2(2)①において、「企業価値担保権に関する信託業務の本部機能を有する部門に、企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識を有する者を配置する」ことが求められているが、金融機関においては、不動産担保や動産担保等に関する基礎知識がある者や実務経験のある者を、「企業価値担保権に関する信託業	ご指摘の「企業価値担保権に関する信託業務を的確に遂行することができる知識」については、不動産担保等の実務についての基礎知識だけでなく、企業価値担保権に関する信託業務を行う上で必要となる関係法令についての基礎知識が求められますが、その水準は、企業価値担保権に関する信託業務の内容が簡素なものであること(信託指針13-2-1(6)(注))を前提とした知識で足り、また、みなし免許制度が設けられていることから明らかであるように、金融機関職員であれば容易に習得可能と考えられる範囲のものと考えられます。 なお、ご意見を踏まえ、上記の趣旨がより明確になるよう、信託指針13-2-1(6)①の(注)の文言を「個人情報の保護に関する法律など企業価値担保権に関する信託業務を行う上で必要となる関係法令や企業価値担保権に関する信託業務(他の担保権信託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類似する業務を含む。)の実務についての基礎知識が考えられる。」に修正いたします。 また、「経験」については、ご指摘の不動産担保や動産、株式への質権等の実務経験で足り、セキュリティ・トラストの実務経験は必須ではないと考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		務を的確に遂行できる知識を有する者」と判断して よいか。また、セキュリティ・トラストの実務経験 は必須ではないとの理解でよいか。	
15	13-2-2(2)	「本部機能を有する部門」に配置する者として、 「企業価値担保権に関する信託業務(他の担保権信 託その他の信託業務及び他の担保権信託業務に類 似する業務)に3年以上携わった経験を有する者で あるか。」とあるが、「他の担保権信託業務に類似す る業務のみ携った経験を有する者を配置」であって も差し支えないか。	基本的にご理解のとおりですが、ご指摘の「経験」 を有する者のほか、「企業価値担保権に関する信託業 務を的確に遂行することができる知識を有する者」 が配置されている必要があることに留意が必要で す(なお、当該「経験」と当該「知識」を有する者が同 一人であっても問題ないと考えられます。)
16	13-2-2(2)①	「(注)『企業価値担保権に関する信託業務の本部 機能を有する部門』は、他の部門(内部監査部門を 除く。)から独立した体制であることは要しない」と ある。上記を踏まえると、事業譲渡等の担保処分 の判断を行う融資・審査部門内に、企業価値担保権 に関する信託業務の部門を置くことは問題がない(両 部門間で利益相反は生じない)との理解でよいか。 また、与信判断と信託業務に関する最終決裁を、同 じ決裁者が行うことは問題がないか。	ご指摘の信託指針のとおり、融資・審査部門内に、 企業価値担保権に関する信託業務の部門を置くこと は問題がないと考えられます。また、決裁者に関する ご質問についても同様と考えられます。 なお、ご指摘の信託指針の「他の部門」から除く部 門を、信託府令第11条において準用する信託業法施 行規則第40条第2項の規定に合わせ、「内部管理に 関する業務を行う部門」に修正しております。
17	13-2-2	13-2-2(1)①にある「信託財産の分別管 理」や、13-2-2(2)②にある「電算システ ム管理」等の体制について、金融機関においては、 既に企業価値担保権信託会社を営むうえでの体制 が整備されているとみなされる、との理解でよい	基本的にご理解のとおりです。 なお、法第33条第1項に規定されている信託会社 等の金融機関や、法第33条第2項の届出を行った信 託府令第4条に規定されている金融機関は、法第32 条の免許を受けたものとみなされることとなりま

No.	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
		か。	す。これは、当該金融機関は、企業価値担保権信託会社が備えるべき体制を既に備えているとの想定の下、参入時の審査を不要としているものですが、信託指針 13 の（注）に記載のとおり、免許取得後は、信託指針 13－2 と同等の体制を備えている必要があることに留意が必要です。
その他			
18	—	万年赤字で、経営努力もせず、融資で食い繋いでいるいわゆるゾンビ企業の延命策ではないのか。ゾンビ企業を潰せば、日本経済は良くなると思う。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。